

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会と新潟医療福祉大学との包括連携に関する協定書

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と新潟医療福祉大学（以下「乙」という。）は、福祉社会の発展及び地域創生に寄与するため、相互が連携することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙の双方が所有する人的・物的な資源を活用し、保健・医療・福祉・スポーツ等の分野において連携・協力することで、福祉社会の発展及び地域創生に寄与するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 調査研究に関する事項
- (2) 事業の共同実施に関する事項
- (3) 広報及び情報提供に関する事項
- (4) 意見具申や事業提案に関する事項
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（連携推進）

第3条 本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口を設置し、連絡調整を行う。また、甲と乙で構成する包括連携委員会を設置する。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく事項に要した費用の負担については、甲乙協議の上、その都度決定する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときには、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項を運用するに当たり疑義が生じた場合は、両者が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各自その1通を保有する。

平成27年3月26日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
会長

内閣
新潟県社会福祉協議会
印

新潟医療福祉大学
学長

山本正三
新潟医療福祉大学
印